

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	ラサ商事株式会社		コード	3023
提出日	2023/6/5	異動(予定)日	2023/6/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし		
1	山口 浩	社外取締役	○														○		有	
2	川尻 恵理子	社外取締役	○														○	新任	有	
3	永戸 正規	社外取締役	○															△	有	
4	原田 彰	社外取締役	○															△	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当はありません。	山口浩氏は、防食鋼管の製造・販売を主業とするシンテック株式会社の代表取締役社長を2001年4月より現在に至るまで務めており、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。その経験と能力を發揮し当社のグローバルな事業展開および持続的な企業価値向上、そしてコーポレート・ガバナンス機能の強化に貢献する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資金的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当はありません。	川尻恵理子氏は、検事・判事及び弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門的な知識を有しており、その経験と能力を發揮し当社のグローバルな事業展開及び持続的な企業価値向上、そしてコーポレート・ガバナンス機能の強化に貢献する人材と判断したため、社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資金的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	永戸正規氏は、当社の取引先であるラサ工業株式会社の代表取締役専務等を経験された後、2020年6月に同社取締役を退任しております。当社は1939年1月に同社の子会社として設立されましたが、1961年11月に当社が当社株式を売却したことにより関係会社ではなくなっております。 なお、同社との仕入取引において、過去3年間の平均取引額が連結売上高の2%以上を占めており、同社は当社が定める「社外取締役に関する独立性判断基準」に基づく主要な取引先に該当しますが、同氏は同社取締役を退任してから2年以上が経過しており、当社が定める「独立性判断基準」に照らし合わせて独立性が確保されていると判断しております。	永戸正規氏は、2020年6月までラサ工業株式会社の代表取締役専務を務めており、在任中は経理やIR等の部門を担当する等、財務・会計に関する深い造詣を有しているとともに、製造業における豊富な経営経験と実績を有しております。その経験と能力を發揮し当社のグローバルな事業展開および持続的な企業価値向上、そしてコーポレート・ガバナンス機能の強化に貢献する人材であると判断したため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資金的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	原田彰氏は、当社の取引先である三井住友信託銀行株式会社の出身者であります。三井住友信託銀行株式会社は、複数ある借入先の一つであります。当社が定める「独立性判断基準」における「資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関」ではありません。また、同氏は、同社を退職してから10年以上が経過しており、同社の意向に影響される立場になく、独立性が確保されていると判断しております。	原田彰氏は、金融機関での勤務経験により財務・会計に精通しており、また企業活動や経営に関する豊富な識見を有しており、その経験と能力を發揮し当社のグローバルな事業展開及び持続的な企業価値向上、そしてコーポレート・ガバナンス機能の強化へ貢献いただくことが期待されるため、新たに監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社の間で、人的関係、取引関係、資金的関係等の特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

当社は、東京証券取引所が定める独立性要件を踏まえ、当社独自の「社外取締役に関する独立性判断基準」を定めており、以下の基準に該当しない場合に独立性があるものとします。

- 過去に当社または子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役であったもの
- 当社の現在の主要株主である企業の業務執行者
- 当社の主要な取引先または当社を主要な取引先とする企業の業務執行者
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- 過去2年間において、(2)から(4)に該当していたもの
- (3)から(5)に掲げる者の近親者
- 子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役の近親者
- 当社が多額の寄付を受けている先またはその出身者

注

- 業務執行者：業務執行取締役、執行役員および部長クラスの者その他これらに準じるもの
- 主要株主：議決権比率10%以上の株式を保有するもの
- 主要な取引先：主要な取引先とは次のいずれかに該当するものをいう。  
(a) 当社または取引先いずれかにおいて、過去3年間の平均取引額が、連結売上高の2%以上を占めるもの  
(b) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社
- 多額の金銭その他の財産：過去3年間の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産
- 近親者：配偶者、二親等内の親族
- 多額の寄付：過去3年間の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(1.及び2.のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上a~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。